

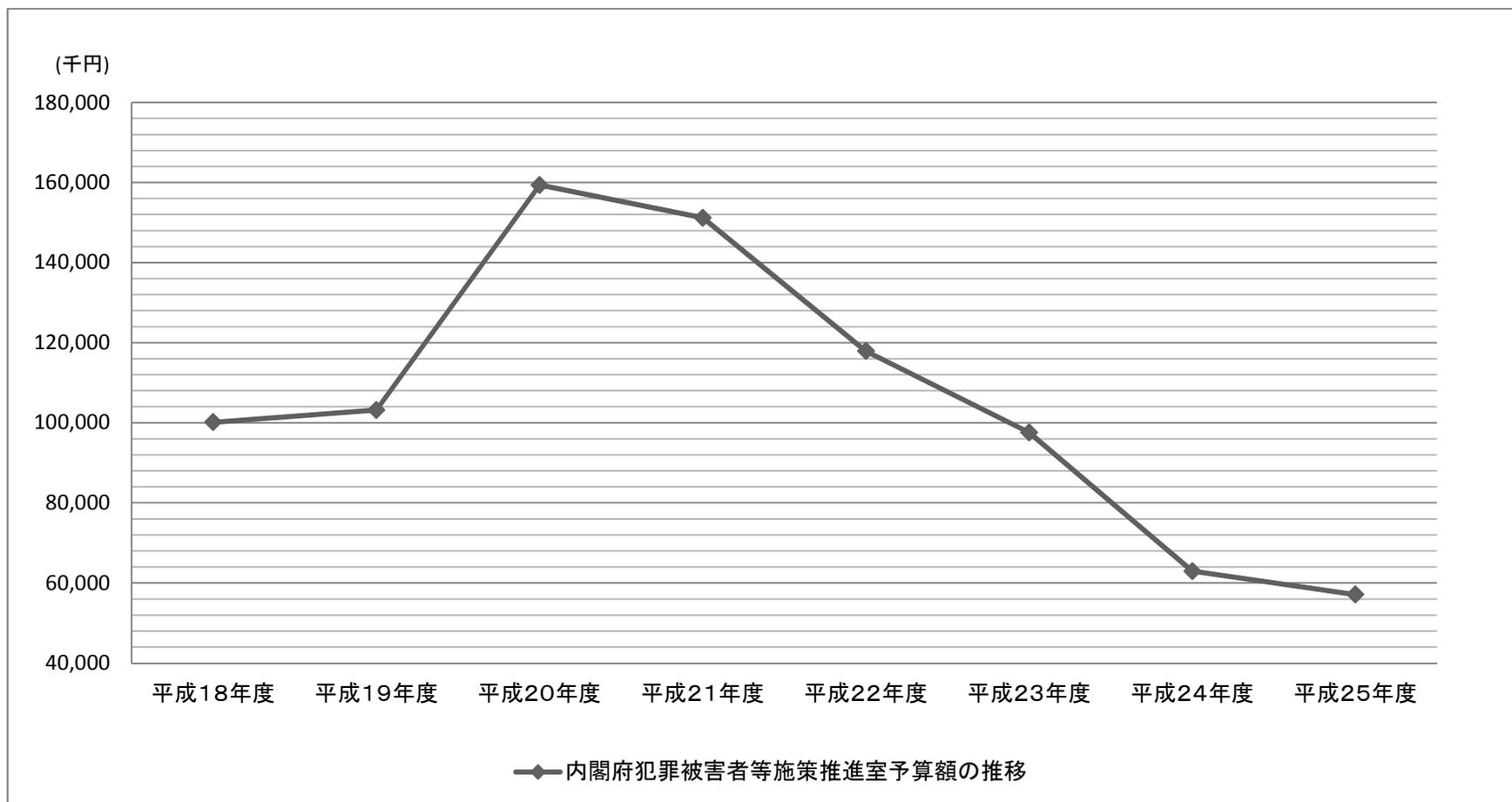
政府における犯罪被害者等施策の推進

- 平成16年12月 **犯罪被害者等基本法**成立 (**議員立法**)
- 平成17年12月 第1次**犯罪被害者等基本計画**閣議決定
(計画期間:平成22年度末まで)
- 平成23年3月 第2次**犯罪被害者等基本計画**閣議決定
(計画期間:平成27年度末まで)

内閣府犯罪被害者等施策推進室予算額の推移

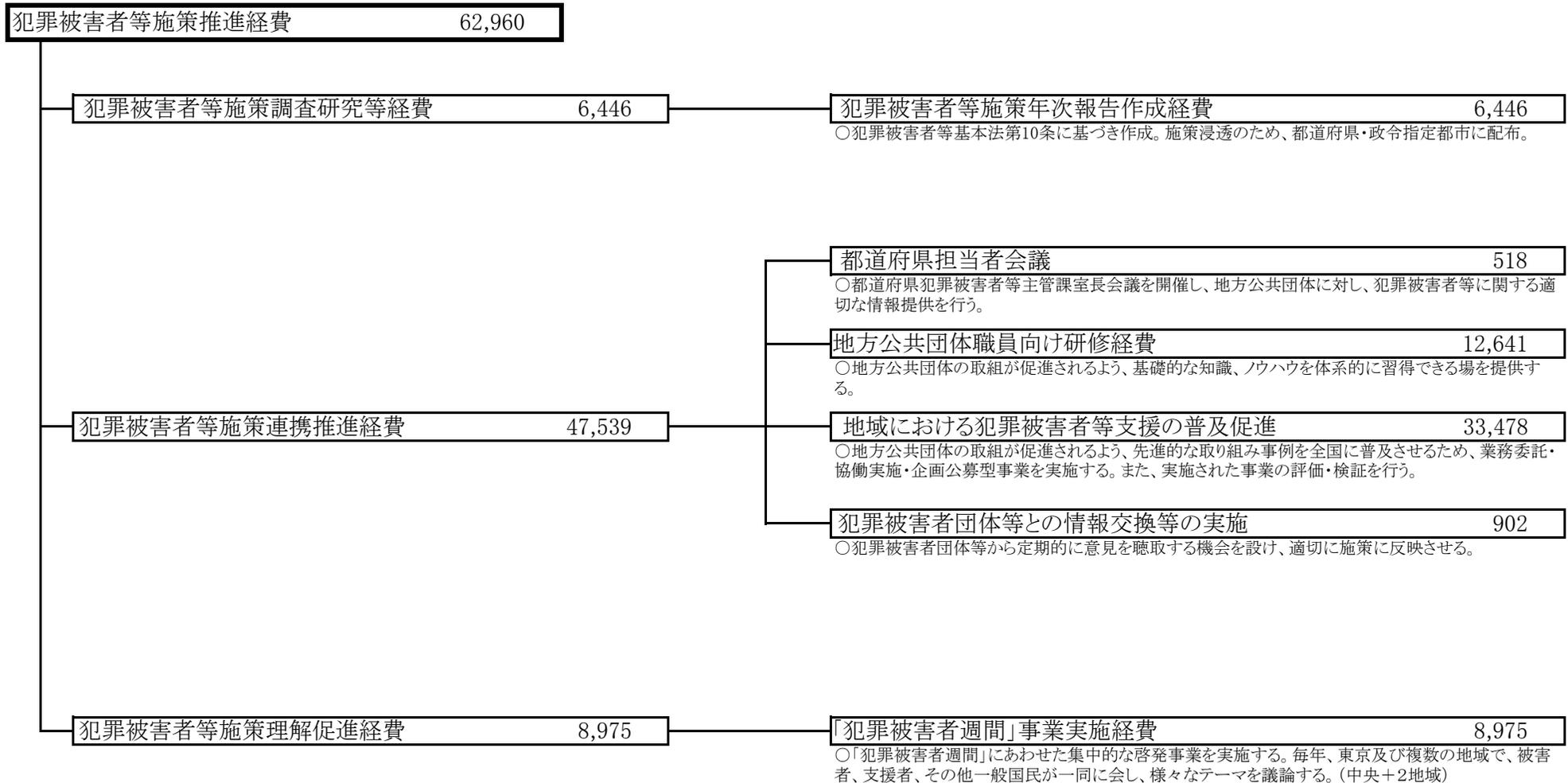
(単位:千円)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
100,138	103,180	159,348	151,173	117,913	97,565	62,960	57,118



平成24年度内閣府犯罪被害者等施策推進室予算額

(単位:千円)



地方公共団体職員向け研修経費（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）犯罪被害者等施策担当）

平成24年度予算

12,641千円

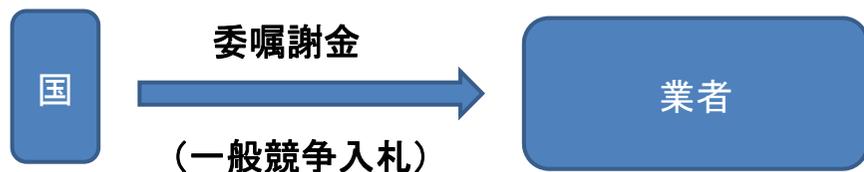
事業概要・目的

- 地方公共団体の窓口部局の職員を対象として、施策の総合的な推進や犯罪被害者等への対応業務に当たり必要となる基礎的知識を涵養するための研修会を開催するとともに、その成果等を基に研修教材を作成・配布し地方公共団体レベルでの研修に活用できるようにします。
- 市町村レベルでは、都道府県と連絡調整を行う窓口部局はほぼ確定しているものの、犯罪被害者等に対応する総合的対応窓口の設置については、未だ7割程度の段階です。
また、犯罪被害者等からは、「地方公共団体職員の言動により二次的被害を受けた。」といった声が聞かれます。
そこで、地方公共団体職員向け研修を実施し、施策に関する理解の促進や基礎的な知識の修得の支援を行います。

事業イメージ・具体例

- 研修プログラムの企画
施策の総合的な推進方策、被害者等が置かれている状況、被害者等への接し方等について検討し、研修プログラムを作成します。
- 研修会の企画立案・実施
対象：都道府県・市区町村の主管課等の職員
日程：1日
内容：被害者等の講演、内閣府からの施策説明、事例発表、参加者による討論 等
- 研修教材の作成・配布
研修プログラム及び研修会の結果を基に、研修教材を作成・配布し、地方公共団体レベル（特に市区町村）での研修に活用できるようにします。

資金の流れ



期待される効果

- 研修会への参加を通じ、地方公共団体職員の施策に関する理解や基礎的知識の修得が進み、市町村における総合的対応窓口の設置の促進や質の高い犯罪被害者等への対応業務（二次的被害を与えない）の遂行が可能になります。

地方公共団体職員向け研修経費

○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

○第二次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

イ 内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。